

官報

号外 昭和三十一年三月二十七日

○第二十四回 衆議院 會議録 第二十七号

昭和三十一年三月二十七日(火曜日)

議事日程 第二十四号

昭和三十一年三月二十七日

午後一時開議

第一 憲法調査会法案(岸信介君外六十名提出)

第二 補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律案(内閣提出)

第四 特定物資納付金処理特別会計法案(内閣提出)

第五 国有財産法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

第六 離島振興法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第七 地代家賃統制令の一部を改正する法律案(内閣提出)

第八 引揚同胞対策審議会設置法の一部を改正する法律案(原健三郎君外七名提出)

●本日の会議に付した案件

議員川島金次君逝去につき院議をもつて弔詞を贈呈することとし、その弔詞は議長に一任するの動議(福永健司君提出)

日程第二 補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律案(内閣提出)

日程第四 特定物資納付金処理特別会計法案(内閣提出)

日程第五 国有財産法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

閣議定率法の一部を改正する法律案の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第六 離島振興法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第七 地代家賃統制令の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第八 引揚同胞対策審議会設置法の一部を改正する法律案(原健三郎君外七名提出)

道路運送法の一部を改正する法律案(内閣提出)

飼料需給安定法の一部を改正する法律案(内閣提出)

飼料の品質改善に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

農業協同組合整備特別措置法案(内閣提出)

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

午後四時三十二分開議

○議長(金谷秀次君) これより会議を開きます。

○議長(金谷秀次君) 御報告いたすことがあります。議員川島金次君は、昨三月二十六日逝去されました。まことに痛惜哀悼の至りにたえません。

この際、弔意を表するため、福永健司君から発言を求められております。これを許します。福永健司君。

〔福永健司君登壇〕

○福永健司君 ただいま議長から御報告になりました故衆議院議員川島金次君に対し、院議をもつて弔詞を贈呈し、その弔詞はこれを議長に一任するの動議を提出いたします。(拍手)

川島君は、二十六日、病のため逝去されました。私は、この際、諸君の御同意を得て、議員一同を代表し、つつしんで哀悼の辞を申し述べたいと存じます。(拍手)

川島君は、明治三十六年埼玉大宮町に生まれ、大正七年機関車乗務員として国鉄大宮機関区に奉職し、同九年に上野機関区に移りましたが、勉学の志厚く、苦学力行、中央大学に学び、大正十四年同校経済学科を御卒業後、昭和四年には日本連合通信社に入社され、政治部記者として政治経済方面の研さんを積まれたのであります。

昭和八年からは、みずから日刊大宮夕刊新聞社の経営に当たられたのであります。昭和十二年に大宮町町会議員に御当选になり、ここに初めてその長きにわたる政治生活の第一歩を踏み出されたのであります。次いで、昭和十五年には埼玉県会議員に当選され、引き続き地方自治の発達と民生の福祉増進に貢献せられたのであります。その間昭和十五年より埼玉新聞社の経営に参画せられ、同十八年には第一冶金工業株式会社取締役社長に就任されるなど、言論界、政治界、産業界に目ざましい活躍をされたのであります。昭和二十年十二月、日本社会党に入党、同党大宮支部長となられたのであります。昭和二十一年の第二十二回衆議院議員総選挙に出馬、見事当選の栄を得られ、自來引き続き六回当選、在職九年十一月に及んだのであります。(拍手)

本院議員としての川島君の御活躍は諸君のすでに御承知のところでありまして、同君は、日本社会党におけるすぐれた財政通として、毎会期、本議場において、はたまた大蔵委員会、予算委員会等において、鋭い質疑をもつて政府に迫り、あるいは精微な討論をもつて党の立場を表明するなど、縦横に活躍し、よく国政審議の重責を果たされたのであります。(拍手)また、党内にあっては、政策審議会予算部長、国会対策副委員長、政策審議会副会長、税

昭和三十一年三月二十七日 衆議院會議録第二十七号 故議員川島金次君に対する福永君の弔詞贈呈の動議及び追悼の辭

制改革委員長などの要職を歴任し、社会政策の立案とその実現に大いに精進努力せられたのであります。(拍手)また、去る昭和二十六年には、スイスのコー市におけるMRA世界大会に出席し、その帰途欧米各国を視察され、国際親善に尽力されたとともに、その政治経済面の見聞を広められたのであります。

このように、川島君は、政治家としての優秀な素質と豊富な経験を持つのみならず、その御性格がきわめてまじめで、穏やかで、かつ、まれに見る努力家であり、また、すぐれた理論家であったのであります。(拍手)ことに、国の財政経済については常時研究を怠らず、予算、法律案の審議に当たっては、その計数をこまかに分析し、その内容を詳しく検討し、もって明快なる論断を下されたのであります。しかも、名利を追わず、一国会議員としての面目を重んじ、ひたすら政策面においてその職責を果たすという態度でありまして、これこそは、われわれのにとってもって範とすべきところであると信じます。(拍手)

君は、ひとり日本社会党の欠くべからざる幹部として重きをなしておられたばかりでなく、政策面において相競る二大政党対立時代には、まことにふさわしい議員として、本院内外の信望を集めておられました。(拍手)君のごとき人が、よわいまだ五十二才、政

治家として今後の活躍に大いに期待される若さをもって、天運むなく、不幸病魔の侵すところとなり、闘病がいたなく、ついに御本復を見るに至りませんでしたことは、まことに痛恨のきわみでありまして、哀惜の情禁じ得ないものがあります。(拍手)今静かに君のありし日を思いきかたて、万感胸に迫るものがあります。

君とは所属政党を異にし、主義主張を一にせず、幾たびか逐鹿の輪を争ってきた間柄でありましたが、不思議に政敵という感じはなく、終始政友という印象のみが強いことは、全く君のお人柄に由来するものとして、今さらながら深い感銘を覚ゆるものであります。(拍手)昨夜も、霊柩の前で、君の令夫人が涙ながらに申されたところでありますが、さきに千葉の病院にお見舞したとき、君は、ふと、福永君に弔辞演説をしてもらって死んでいくなら私も本望ですと言われました。私は、そんな冗談は言われず、是が非でも全快していただかなければなりませんと申し上げたのでありますが、今にして思えば、あのころすでに君は御自分の運命を悟られ、従容として澄み切った心境に達しておられたのでありましようか。昨年十月、日比谷公会堂で行われた社会党左右統一大会の席上吐きけを催して床につかれ、両社連統一のすみやかならんことの希望を遺言として世を去られるまで、病床にありてなお常

に国を憂え、党を思われ、過去の数時間前、呼吸困難、脈博微弱となつても新聞の政治面に目を通されたというあなたは、まさにわれら政治に携わる者のかがみと申さねばなりません。(拍手)

ここに、川島金次君の御長逝に対し、つつしんで敬申の誠をささげ、御冥福を心からお祝ひして、もって追悼の言葉といふ次第であります。(拍手)

○議長(益谷秀次君) ただいま福永君から提出されました動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて、動議は可決せられました。

ここに、議長の手元において起草いたしました文案があります。これを朗読いたします。

衆議院ハ多年憲政ノ為ニ尽瘁セラレタル議員從四位勲三等川島金次君ノ長逝ヲ哀悼シ恭シク弔詞ヲ呈ス

〔拍手〕

この弔詞の贈呈方は議長において取り計らいます。

○議長(益谷秀次君) 日程第一はあと回しとせられんことを望みます。

○議長(益谷秀次君) 長谷川君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて、日程第一はあと回しといたします。

日程第二 補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律案(内閣提出)

日程第四 特定物資納付金処理特別会計法案(内閣提出)

日程第五 国有財産法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

関税定率法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(益谷秀次君) 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、この際、日程第二ないし第五とともに、内閣提出、関税定率法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案を追加入して、五案を一括議題となし、委員長報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(益谷秀次君) 長谷川君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

日程第二、補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案、

日程第三、国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律案、日程第四、特定物資納付金処理特別会計法案、日程第五、国有財産法の一部を改正する法律案、関税定率法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案、右五案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。大蔵委員長松原喜之次君。

補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案
補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案
補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案
補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案

附則第十項中「昭和三十一年三月三十一日」を「昭和三十三年三月三十一日」に、「及び昭和三十一年度分」を「昭和三十一年度分及び昭和三十一年度分」に改める。

附則
1 この法律は、公布の日から施行する。
2 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第三十六条中「及び昭和三十一年度」を「昭和三十一年度及び昭和三十一年度」に改める。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

国際金融公社への加盟に伴う措置
に関する法律案
国際金融公社への加盟に伴う措
置に関する法律

(出資額)

第一条 政府は、国際金融公社に對し、この法律の施行の日における基準外国為替相場（外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第七条第一項の基準外国為替相場をいう。）で換算した本邦通貨の金額が九億九千六百八十四万円に相当する合衆国ドルの金額の範囲内において出資することができる。

(寄託所の指定)

第二条 日本銀行は、日本銀行法（昭和十七年法律第六十七号）第二十七條（業務）の規定にかかわらず、国際金融公社協定第四条第九項の規定による国際金融公社の保有する本邦通貨その他の資産の寄託所としての業務を行うものとする。

附 則

1 この法律は、国際金融公社協定の効力発生の日から施行する。

2 大蔵省設置法（昭和二十四年法律第四百四十四号）の一部を次のように改正する。

第十三条第九号中「及び国際復興開発銀行」を、「国際復興開発銀行及び国際金融公社」に改める。

〔報告書は会議録に掲載〕

特定物資納付金処理特別会計法案

特定物資納付金処理特別会計法

法

(設置)

第一条 特定物資輸入臨時措置法（昭和三十一年法律第 号）の規定による納付金（以下「特定物資納付金」という。）をもつて産業投資特別会計からの投資の財源に充てるための同会計への繰入に関する政府の経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

(管理)

第二条 この会計は、通商産業大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。

(繰入及び繰出)

第三条 この会計においては、特定物資納付金及び附屬雑収入をもつてその繰入とし、第四条の規定による産業投資特別会計への繰入金、事務取扱費及び附屬諸費をもつてその繰出とする。

(産業投資特別会計への繰入金)

第四条 この会計においては、毎会計年度における繰入の収納済額から当該年度における事務取扱費及び附屬諸費の支出済額と第十一条第一項の規定による繰出金の翌年度への繰越額との合計額を控除した残額に相当する金額を限り、予算で定めるところにより、産業投資特別会計に繰り入れるものとする。

度への繰越額との合計額を控除した残額に相当する金額を限り、予算で定めるところにより、産業投資特別会計に繰り入れるものとする。

(繰入繰出予算計算書の作成)

第五条 通商産業大臣は、毎会計年度、この会計の繰入繰出予算計算書を作成し、大蔵大臣に送付しなければならない。

(繰入繰出予算の区分)

第六条 この会計の繰入繰出予算は、繰入にあつては、その性質に従つて款及び項に、繰出にあつては、その目的に従つて項に区分する。

(予算の作成及び提出)

第七条 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の予算には、第五条に規定する繰入繰出予算計算書を添附しなければならない。

(繰入繰出決定計算書の作成)

第八条 通商産業大臣は、毎会計年度、繰入繰出予算計算書と同一の区分により、この会計の繰入繰出決定計算書を作成し、大蔵大臣に送付しなければならない。

(繰入繰出決算の作成及び提出)

第九条 内閣は、毎会計年度、この会計の繰入繰出決算を作成し、一

般会計の繰入繰出決算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の繰入繰出決算には、前条に規定する繰入繰出決定計算書を添附しなければならない。

(余裕金の預託)

第十条 この会計において、支払上現金に余裕があるときは、資金運用部に預託することができる。

(支出未済額の繰越)

第十一条 この会計において、支払義務の生じた歳出金で、当該年度の出納の完結までに支出済とならなかつたものに係る繰出予算は、翌年度に繰り越して使用することができる。

2 通商産業大臣は、前項の規定による繰越をしたときは、大蔵大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

3 第一項の規定による繰越をしたときは、当該経費については、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第三十一条第一項の規定による予算の配賦があつたものとみなす。この場合においては、同条第三項の規定による通知は、必要としない。

(実施規定)

第十二条 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附 則

1 この法律は、特定物資輸入臨時措置法の施行の日から施行し、昭和三十一年度分の予算から適用する。

2 特定物資輸入臨時措置法附則第三項の規定による寄附金は、第三条の規定の適用については、特定物資納付金とみなす。

3 産業投資特別会計法（昭和二十八年法律第二百二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「及び米國對日援助見返資金特別会計からの承継資産から生ずる収入金」を、「米國對日援助見返資金特別会計からの承継資産から生ずる収入金及び特定物資納付金処理特別会計からの繰入金」に改める。

第三条中「及び緊要物資輸入基金特別会計法等を廃止する法律（昭和二十九年法律第六号）附則第五項及び第十一項の規定によりこの会計に歸属した現金」を、「緊要物資輸入基金特別会計法等を廃止する法律（昭和二十九年法律第六号）附則第五項及び第十一項の規定によりこの会計に歸属した現金並びに第四条に規定する特定物資納付金処理特別会計からの繰入金」に改める。

第四条中「特別減税國債の発行に因る収入金」の下に、「特定物資

昭和三十一年三月二十七日 衆議院會議録第二十七号 補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案外四案

納付金処理特別会計からの繰入金」を加える。

4 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項第五号及び第六号中「輸出保険特別会計」の下に、「特定物資納付金処理特別会計」を加える。

第八条第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える。

十五 特定物資納付金処理特別会計の経理を行うこと。

〔報告書は會議録追録に掲載〕

国有財産法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三条によりここに送付する。

昭和三十一年三月十六日

衆議院議長 河井 彌八

衆議院議長 谷秀次殿

国有財産法の一部を改正する法律案

国有財産法の一部を改正する法律

国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「浮ドック」の下に「並びに航空機」を加える。

第五条の次に次の一条を加える。

第五条の二 二以上の各省各庁の長において使用する行政財産のうち統一的に管理する必要があるもので大蔵大臣が指定する財産は、これを使用する各省各庁の長のうち大蔵大臣が指定する者の所管に属するものとする。

第十四条に次の一号を加える。

六 行政財産を他の各省各庁の長に使用させようとするとき。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

〔報告書は會議録追録に掲載〕

関税定率法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

関税定率法の一部を改正する法律の一部を改正する法律

関税定率法の一部を改正する法律

(昭和二十九年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

附則第五項中「昭和三十一年三月三十一日」を「昭和三十一年三月三十一日」に改める。

附則第八項中「小学校又は」を「小学校、中学校若しくは」に、「小学部若しくは」を「小学部若しくは中学部の児童若しくは生徒又は」に、「昭和

三十一年三月三十一日」を「昭和三十一年三月三十一日」に改める。

附則第十四項中「又は第八項」を「第八項又は第十項」に、「附則第十項又は第十一項」を「附則第十三項又は第十四項」に改め、同項を附則第十七項とし、以下三項ずつ繰り下げる。

附則第十三項中「若しくは第九項」を「第九項、第十一項」に改め、同項を附則第十六項とする。

附則第十二項中「附則第十項」を「附則第十三項」に改め、同項を附則第十五項とする。

附則第十一項中「昭和三十一年三月三十一日」を「昭和三十一年三月三十一日」に改め、同項を附則第十四項とする。

附則第十項中「昭和三十一年三月三十一日」を「昭和三十一年三月三十一日」に改め、同日以前で政令で定める日」に改め、同項を附則第十三項とし、附則第九項の次に次の三項を加える。

10 法の別表に掲げる物品のうち、政令で定める原子力の研究の用に供されるもの(新規の発明に係るもの又は本邦において製作することとが困難と認められるものに限る。)については、政令で定めるところにより、昭和三十一年三月三十一日までに輸入され、その輸入の許可の日から二年以内に当該研

究の用以外の用途に供されないものに限り、その関税を免除する。

11 前項の規定により関税の免除を受けた物品をその輸入の許可の日から二年以内に同項に規定する用途以外の用途に供した場合においては、同項の規定により免除を受

けた関税を、直ちに徴収する。ただし、政令で定めるところにより同種の他の研究の用途に供した場合は、この限りでない。

12 附則第七項の規定は、前項の規定により関税を徴収する場合について準用する。

別表甲号中

六九五 薬材、化学薬、医薬及びこれらの調合品(別号に掲げるものを除く。)のうちビグメント、レジンカラー用のエキステンダー、ビグメント、レジンカラーベースとともに輸入するものに限る。及び四エチル鉛、染料及び顔料(別号に掲げるものを除く。)のうちビグメント、レジンカラーベース

六九五

薬材、化学薬、医薬及びこれらの調合品(別号に掲げるものを除く。)のうち四エチル鉛

別表乙号中

七〇五 合成染料
六 建築染料
乙 その他
七一九 カarbonブラック

六九五 薬材、化学薬、医薬及びこれらの調合品(別号に掲げるものを除く。)のうちビグメント、レジンカラー用のエキステンダー、ビグメント、レジンカラーベースとともに輸入するものに限る。
七〇五 合成染料
六 建築染料
乙 その他
七一九 カarbonブラック
七三三 カarbonブラック
染料及び顔料(別号に掲げるものを除く。)のうちビグメント、レジンカラーベース

七三三 染料及び顔料(別号に掲げるものを除く。)のうちビグメント、レジンカラーベース

改める。

附則

この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

関税定率法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案に対する修正案

関税定率法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案に対する修正

関税定率法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

関税定率法の一部を改正する法律附則第十項の改正に関する部分中「同日以前で政令で定める日」を「昭和三十一年九月三十日以前で政令で定める日」に改める。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔松原喜之次君登壇〕

○松原喜之次君 ただいま議題となりました五法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

政府は、国の財政の健全化等の目的から、補助金等の整理につきまして、昭和二十九年年度以降予算において所要の措置を講ずるとともに、法的措置を講ずる必要があるものについては補助金等の臨時特例等に関する法律により所要の措置を講じてきたのであります。が、昭和三十一年度予算の編成に当たり、補助金等の整理につき検討の結果、

果、同法の対象となった補助金等につきましては、昭和三十一年度におきましても引き続き同様の措置をとることを妥当と考え、これがため右の特例法の有効期限を昭和三十三年三月三十一日まで一年間延長することとしたとするとするものでございます。

本案は、去る二月十四日日本委員会に付託され、同十六日政府より提案理由の説明を聴取し、自來数回にわたって慎重審議いたしました。去る三月二十三日質疑を打ち切り、討論を省略して直ちに採決いたしましたところ、起立多数をもって原案の通り可決いたしました。

次に、特定物資納付金処理特別会計法案について申し上げます。

今回、政府は、バナナ、パイナップル、カン詰等、その輸入が制限されるため、国内の需給の不均衡が著しく大となり、その輸入によって通常生ずる利益を越えて異常な利益を生ずると認められる特定物資につきまして、その輸入により生ずべき利益の一部を徴収するため、別途特定物資輸入臨時措置法案を提出いたしておりますが、この法案によりまして、特定物資の輸入について外貨資金の割当を受けた者は、適正な利潤を越えて生ずべき特別輸入利益を国庫に納付する義務を負うことになり、その結果、政府におきましては、同法の制定に伴いまして、その特定物資納付金を徴収し、これをもって産業

投資特別会計の投資財源に充てることとしたし、これに関する政府の整理を明確にするために、新たに特定物資納付金処理特別会計を設置いたそうとするものであります。

次に、この法律案の概要について申し上げます。この会計は通商産業大臣が管理することとし、特定物資納付金及び付属雑収入をもってその歳入とし、産業投資特別会計への繰入金、事務取扱費及び付属諸費をもってその歳出といたしております。また、この会計から産業投資特別会計への繰り入れの方法につきましては、毎会計年度の歳入の収納済額から事務取扱費及び付属諸費の支出済額等を控除した金額を限度として、予算で定めるところにより随時繰り入れることとし、その他この会計の予算及び決算等の作成並びにその手続等に関し、特別会計の運営上必要な事項を規定いたしております。

本案は、去る二月十七日日本委員会に付託され、同二十一日政府より提案理由の説明を聴取し、自來数回にわたって慎重審議いたしました。去る三月二十三日質疑を打ち切り、討論を省略して直ちに採決いたしましたところ、全会一致をもって原案の通り可決いたしました。

次に、国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律案について申し上げます。

この法律案は、別途審議中の国際金融公社協定に基きまして、わが国が同公社に加盟いたしますにつき必要な措置を規定することを目的としたものであります。国際金融公社は、世界銀行の姉妹機関として設立されるものでありまして、昭和三十年四月十一日の世界銀行理事會において採択され、すでに五十六の世界銀行加盟国に送付され、そのうち二十二カ国は署名を了し、九カ国は受諾の文書を寄託いたしております。

世界銀行の貸付が政府保証を要し、きわめて厳格な条件を要するに對して、国際金融公社はその欠陥を補完することが設立のねらいでありまして、その投資に際しては政府保証を要しないこととなっております。

公社の基本目的は、公社加盟国、特に低開発国の生産的民間企業の成長を助長することにあるとして、公社は株式資本に投資することはできず、投資先企業の経営につき責任を負つてはならないこととなっております。

公社の授權資本金は一億ドルであり、協定に定められた各国の引受額は世界銀行の資本金への応募額に比例して割り当てられたものであります。日本の引受額は二百七十六万九千米ドルと定められております。従いまして、政府が同公社に対してこれに見合う九億九千六百八十四万円に相当する米ドルを限度として出資できることと

し、あわせて、国際金融公社が保有する本邦通貨その他の資産の寄託所として日本銀行を指定することとするのが、この法律案の内容であります。

本法律案は、去る二月十日大蔵委員会に付託せられ、同十四日政府より提案理由の説明が行われ、自來慎重に審議を重ねて参りましたが、本法案は去る三月二十三日質疑を終了し、討論を省略して直ちに採決に入りましたところ、全会一致をもって原案の通り可決いたしました。

次に、国有財産法の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法案は、合同庁舎等の管理に関する特例を設けるとともに、別途審議中の物品管理法と関連して国有財産の範囲を調整するほか、行政財産について各省各庁相互の間における使用の調整をはかりとするものであります。

次に、その内容について申し上げます。まず第一に、合同庁舎等の管理に関する特例を設けることであります。現行国有財産法においては、合同庁舎等、二以上の各省各庁の長において共同して使用する行政財産につきましては、これを所管する者が明確に定められていないのであります。これらの財産の管理の適正を期するため、統一的に管理を行う必要がある行政財産のうち大蔵大臣が指定するものにつきましては、これを使用する各省各庁

の長のうち大蔵大臣が指定する者の所管に属させることとしたしてあります。

第二に、国有財産の範囲を拡張いたしまして、これに航空機を加えることとしてあります。これは、今般、物品

管理法案におきまして、従来国有財産として取り扱われて参りました事業所、学校、研究所等の施設の用に供する機械及び重要な器具は物品として取り扱うことにする等、国有財産として管理するものと、物品として管理するものとをの範囲を調整する必要を生じたことに伴ひまして、従来物品として取り扱われてきた航空機につきまして、航空機が近時国においてその用に供することが顯著となったこと等にかんがみ、これを国有財産として規定することとしたものであります。

第三に、行政財産の管理の統一を期するため、各省各庁の長がその所管に属する行政財産を他の各省各庁の長に使用させようとする場合には、国有財産を総括する大蔵大臣に協議を要することとしたしてあります。

以上が本法律案の概要であります。が、本案は去る三月十二日大蔵委員会に付託せられ、同十三日政府より提案理由の説明が行われ、自來審議を重ねて参りましたが、去る三月二十三日質疑を終了し、討論を省略して直ちに採決に入りましたところ、本案は全会一致をもって原案の通り可決いたしました。

最後に、関税定率法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案の改正のおもな内容は次の諸点であります。

まず第一に、給食用の乾燥脱脂ミルクにつきましては、従来小学校もしくは盲学校等の小学部または保育所の児童の給食の用に供せられるものに限り関税を免税してゐるのでありますが、別途提案されました学校給食法の改正案において、学校給食の範囲を中学校及び盲学校等の中学部にまで拡大することとなつておるのに伴ひまして、これらの中学校等の生徒の給食用についても関税を免除することとしたしてあります。

第二に、原子力の研究に資するため、特定の原子力研究用物品について関税を免除することとしてあります。

第三に、主として輸出向けの繊維製品の染色用として使用されるビグメントレジン、カラーペース及びそのエキステンダーにつきましては従来関税を免除してゐたのでありますが、最近における国内の生産事情にかんがみ、この際基本税率の半額の税率による関税を課することとしたしてあります。

第四に、その他、本年三月三十一日で期限が切れる関税の暫定的減免税物品について、その減免の期限を一年間延長することとしてありますが、なお、このうち、大豆につきましては、

国産大豆との関係もありますので、別途昭和三十一年度における輸入方式の確定を待つて適宜の措置をとり得ることとするため、とりあえず一年以内で政令で定める日まで免税を続けることができるようにいたしてあります。

本法律案は、去る二月十四日政府委員より提案理由の説明を聴取し、自來慎重審議を続けて参りましたが、その間に農林水産委員会と連合審査会を開き、特に大豆の免税について質疑応答がかわされました。

次に、本法律案に關しましては、本日黒金委員外二十五名による修正案が提出されました。修正案の内容について申し上げますと、大豆の免税の期間は一年以内に政令で定める日まで続けることになっておりますのを、本年九月三十日までと短縮しようというのであります。

次いで、質疑を打ち切り、討論を省略して、修正案及び修正部分を除く原案についてそれぞれ採決に入りましたところ、いずれも起立多数をもって可決され、よつて、本法律案は修正議決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)
○議長(益谷秀次君) 討論の通告があります。これを許します。横鏡重吉君。

(横鏡重吉君登壇)
○横鏡重吉君 ただいま議題となりました補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案について、私は日本社会党を代表して反対の意見を表明するものであります。(拍手)
以下、私は、本法案に対する反対の理由を申し述べます。

第一に、政府は、補助金等の金額、また、その予算総額に対する割合が逐次増大し、ために予算規模を年々膨張せしめる一因をなしていることを、補助金等の整理の有力な理由といたしてあります。なるほど、補助金等の総額は、三十一年度においても、一兆三百四十九億円の予算中三千余億円を占め、相当巨額を示しております。しかし、補助金等の中には、もちろん、単なる奨励的なものもあり、事業の発展に伴つて整理してもよいものもあり、本米国がやるべき行政を便宜地方団体にやらしているのが今日の実情であります。言いかえれば、国の必要とする仕事を地方団体にやらせる方法として補助金の形式をとつておるのであります。こういった補助金等は、本来国の仕事として、直接国費支出の形式をとるのがむしろ当然であります。私は、政府並びに与党が補助金等の整理を行おうとするのは、窮乏した地方財政の真相を知らずして、ただ国家財政だけの健全性を示そうとし、地方財政をないがしろにすることで、結果として国民を欺瞞するものにはかならないと断ずるものであります。

第二に、このような補助金等の整理は、本来当然国がやるべき仕事を怠り、これを地方団体に押しつけ、地方団体の赤字をますます累積させる以外の何ものでもないものであります。(拍手)

補助金等の対象となる仕事は、地方団体の住民の教育問題、衛生問題、社会福祉問題あるいは産業問題とも関連があるという理由からして、政府では、その事業の主体を地方団体とし、国はこれに対して補助金等をやるといふ形式をとつておるのであります。従つて、たとえば、公立高等学校の定時制課程の職員費に対する国庫補助の停止とか、性病予防法や精神衛生法に基づく国庫負担金の減率とか、児童福祉法や母子福祉資金貸付法に基づく国庫負担の停止とか、あるいはまた水産資源保護法に基づく国庫負担の減率とかいったものは、本来当然国の仕事としてやるべき事業を、地方団体の責任に転嫁しようとするものといわざるを得ません。これらの事業は、すべて国で法律を作つて、補助金をえさに、その実施を地方団体に押しつけてきたものであります。国がわずかの補助金を好餌として、無理やりに地方団体に押しつけてきたものであります。地方団体の側では、中央の圧迫、干渉をおそれ、補助金で不足する部分は、苦しい固有財源を割愛してまでも、国の法律で定められていることをやらなければならぬ弱い立場にあるのであります。

第三に、このように補助金等の整理は、本来当然国がやるべき仕事を怠り、これを地方団体に押しつけ、地方団体の赤字をますます累積させる以外の何ものでもないものであります。(拍手)

補助金等の整理は、本来当然国がやるべき仕事を怠り、これを地方団体に押しつけ、地方団体の赤字をますます累積させる以外の何ものでもないものであります。(拍手)

というのが、本法案の概要でございます。

本法案は、三月十五日日本委員会に付託され、翌十六日提案理由の説明を聴取し、慎重審議を行い、二十三日討論を省略して直ちに採決に付しました結果、全員一致をもって原案通り可決されました。

右、御報告を終わります。(拍手)

○議長(益谷秀次君) 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

日程第七 地代家賃統制令の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(益谷秀次君) 日程第七、地代家賃統制令の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。建設委員会理事大島秀一君。

地代家賃統制令の一部を改正する法律案

地代家賃統制令の一部を改正する法律

地代家賃統制令(昭和二十一年勅令第四百四十三号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項第一号を次のように改める。

三六四

親子の不和、少年の不良化、あるいは、六畳の部屋で七人の家族が寝ておつて、乳飲み子を圧死させたとか、あ

るいは、起きて半畳寝て一畳といわれる工員住宅のひどさ、いまだ壕の中に生活しておられる人たちが、倉庫その他に居住する人を入れて十四万世帯になるといわれております。住宅の不足は、当然、これによって、賃貸借に、高いやみの敷金、あるいはまた高い家賃、あるいは高い部屋代、領収書を発行しないようなやみの礼金、こういう問題があるばかりでなしに、さらに、一年ないし二年ぐらいの短かい期間が満了すれば、契約の更新、そのほか権利金または礼金等が取られるというような状態で、こう検討をいたしますならば、戦後十年を経た今日、国民生活は一向住宅については小康を見ていないのが現実の姿であります。(拍手)

このときに当って、もしも統制令が解かれるということになりますならば、すでに償却済みのものと推定される全国の借家五百万戸、さらに、これに住まっている二千五百万人の人たちに法の適用がなされることとなりますので、家主と借家人との間に一大借家争議が起らないと何人が断言できるでありませんか。(拍手)それはかりでなく、民事事件の八割までがこの賃借争議であることを考えますときに、統制令の改正は、これらの人々に対して、直接、間接に、経済上の影響は実に大きいものと申さなければなりません。(拍手)

この法律案に対する政府の答弁の重点は、現在の借家所有者が他の物価と比較して採算上無理があるというのでありますが、法律は国全体の情勢を勘案した上で決定すべきもので、この改正案なるものは、立法の趣旨である国民生活の安定をはかるという趣旨に反するものといわなければなりません。しかるに、法案通過後必ず国民の間に紛争の起ることを予期しながら、何らの審議機関も設けず、単に届出によって知事に家賃の値上げを申請すれば、それでこの値上げができるというようにな、まことに政府みずから国民の間に相剋摩擦を生ぜしめるような結果をもたらすということは、われわれは断じて承服できないところであります。(拍手)

政府は、口を開けば、物価が安定したという前提のもとにこの法律の趣旨を説明しているが、これらは大きな間違いで、現在の給与と物価の均衡は決してとれておりません。加うるに、現在、全国に、登録失業者は七十五万、潜在失業者は実に六、七百万の多きにありと云われておるのであります。実に、勤労階級や庶民階級の人々にとつては、不安きわまりない社会状況にあるのであります。かくのごとき世相の中において統制のワケをはずされるということは、足の悪い人から松葉づえをもぎ取り、歩くことの困難な人から手押し車を取り除いて、健康な人の

歩く速度に歩かせようというような、まことに暴挙きわまりないものといわなければならぬと思つております。(拍手)

かく論ずるとき、静かに方途を一考いたしますならば、まず、われわれは、二、三の点をあげて住宅緩和の方策にいたしたいのでございます。

第一点は、昭和二十一年以前と二十五年までと、さらに、最近の公団のできるまでであります。何となれば、二十一年ごろまでの借家借地の実情は、現在の実情と全く異なつた社会情勢にあつたという点であります。さらに、二十五年に出された統制令の一部解除によつて、住宅を除く事務所、店舗、市場、倉庫等々の借地借家賃の値上げが行われており、その後は、住宅金融公庫、住宅公団等の機関により、かなり従来と異なつた形ができておりますので、当然統制上三段ぐらいの方途を講じてこれをなさなければならぬと私は思ふのであります。(拍手)

第二の点は、住宅街の建設と都市の不燃化、高層建築化という問題であります。都市の不燃化は、言うことはやさしいけれども、これが実行の段になると、なかなか困難であります。これをどうしても政治の力によつて強行しなければならぬと思つております。

第三の点において申し上げること、住宅建設費の低廉化の問題であります。これには、建設用材の価格の暴

利取締り、地価の統制等でありまして、老朽住宅対策、これらについても当然住宅金融公庫から融資をして、家主や借家人の犠牲にならぬように措置すべきものではないかと思つております。(拍手)

一たび、世界の敗戦国の同じ立場に置かれておりますフランスやイタリア、あるいは西ドイツ等におけるところの家賃の統制令の状態を見まして、これら諸国々におきましては、戦後いまだに統制令を解いておらない。この事実をわれわれは見なければならぬと思つております。御承知のごとく、日本においては、諸外国と異なつて、政府よりも民間の自力建設の方がはるかに多いありさまで、どの見地から論及いたしましても、絶対量の不足している日本の住宅でありまして、どうしても統制令を解く以上は、われわれは断じてこれは許せない状態にあると思つております。そういう点で、統制令を解く以上は、以上述べました二、三の点について当然これが実行されて後、しかるべく講じられなければならぬと思つております。

最後に私は申し上げたいのであります。今回の改正は、無計画の中で統制の解除を行われるものでありまして、これから起るであろうところの借家争議は、これ全部政府の責任である。私は断ぜざるを得ないのであります。そういう点で、この法案に対しま

しての反対の討論を終らうとするものであります。(拍手)

○議長(益谷秀次君) これにて討論は終局いたしました。

採決いたします。本案の委員長報告は可決であります。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(益谷秀次君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

日程第八 引揚同胞対策審議会設置法の一部を改正する法律案

○議長(益谷秀次君) 日程第八、引揚同胞対策審議会設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員会理事木村文男君。

引揚同胞対策審議会設置法の一部を改正する法律案

引揚同胞対策審議会設置法の一部を改正する法律案

引揚同胞対策審議会設置法(昭和二十三年法律第二百十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第四項中、「引揚援護庁長官」を削る。

附則第七条中「八年」を「十一年」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、平年度約二十八万八千円の見込である。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔木村文男君登壇〕

○木村文男君 ただいま議題となりました引揚同胞対策審議会設置法の一部を改正する法律案につきまして、海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

引揚同胞対策審議会は、第二回国会に衆参両院において議決されました引揚同胞対策に関する決議に基いて、昭和二十三年八月に総理府に設置され、海外同胞の引き揚げ促進並びに帰還者、遺家族及び留守家族の援護等に関する諸問題につき、民間の陳情を審議し、かつ、実情を調査して引き揚げ同胞対策を考究し、その結果を内閣総理大臣に報告することを目的としておるのであります。この審議会において取り上げて調査し、内閣総理大臣に報告いたしました事項は、今日までに十九件に達し、そのほとんどが政府の施策に組み入れられている点にかん

がみましても、きわめて重要な役割を果たして参つたのであります。

この法律案の要点は、未帰還者の帰還促進及び調査究明についての政府の三カ年計画並びに未帰還者留守家族等援護法の一部改正に対応して、この審議会をさらに本年九月より三カ年間存続せよとするのであります。また、その他行政機構の改革に伴い所要の整理をいたしましたのであります。

以上が本法律案の要旨であります。

海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員会におきましては、昨二十六日提案理由の説明を聴取いたしました後、討論を省略いたしました直ちに採決いたしましたところ、全会一致をもって本案は可決すべきものと議決いたしました次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(益谷秀次君) 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

道路運送法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○長谷川四郎君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、この際、内閣提出、道路運送法の一部を改正する法律案を議題となし、委員長

の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(益谷秀次君) 長谷川君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

道路運送法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。運輸委員会理事白井莊一君。

道路運送法の一部を改正する法律案

道路運送法の一部を改正する法律案

道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「有償で」を削る。

第六条第二項に次の一号を加える。

三 当該事業を自ら適確に遂行するに足る能力を有するものであること。

第二十七条を次のように改める。

(運転者の制限)

第二十七条 第三条第二項第一号から第三号まで及び同条第三項第一号の自動車運送事業を経営する者は、年齢、運転の経歴その他政令で定める一定の要件を備える者で

なければ、その事業用自動車の運転をさせてはならない。但し、当該運行が旅客の運送を目的としな

い場合は、この限りでない。

第三十条中「従業員の選任」の下に「事業用自動車の運行の管理」を、

「揭示すべき事項その他」の下に「輸送の安全及び」を加える。

第三十条に次の一項を加える。

2 事業用自動車の運転者及び運転の補助に従事する従業員が運行の安全の確保のために遵守すべき事項は、運輸省令で定める。

第二百二十六条第二項を次のように改める。

2 当該行政庁は、第一条の目的を達成するため必要があると認めるときは、その職員をして自動車、自動車若しくは軽車両の所在する場所又は道路運送事業者の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問させることができる。

第二百二十八条の次に次の一条を加える。

第二百二十八条の二 左の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第二十七条の規定に違反した者

二 第四十三条(第七十二条において準用する場合を含む)の規定による輸送施設の使用の停止

又は事業の停止の処分に違反した者

第二百二十九条第三号を次のように改める。

三 罰則

附則

1 この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

2 この法律の施行の際、現に改正後の道路運送法第二条第二項の規定により新たに自動車運送事業となる事業を経営している者は、この法律の施行の日から三十日間

は、同法第四条第一項の規定による免許を受けなくても、当該事業を引き続き経営することができ

る。その者が、その期間内に当該事業について同項の免許の申請をした場合において、免許をする旨

又は免許をしない旨の通知を受ける日までの期間についても同様とする。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔白井莊一君登壇〕

○白井莊一君 ただいまより、道路運送法の一部を改正する法律案につ

いて、運輸委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

最近における自動車運送の急激なる

発展に伴い、自動車事故も増加の一途をたどり、また、自家用車の営業類似

行為が著しく増加いたしております。
 本法案は、かかる情勢に対処するため、現行法に所要の改正を加え、自動車運送事業による輸送の安全を確保するとともに、道路運送に関する秩序を維持しようとするものであります。
 改正の要点を申し上げますと、第一に、一般旅客自動車運送事業者及び特定旅客自動車運送事業者に対し、政令で定める要件を備えない運転者の使用を制限し、これに違反した事業者に対する罰則を設けたことであります。

第二に、特定旅客自動車運送事業の事業用自動車の運転者についても、一般旅客関係自動車事業の事業用の自動車の運転者と同様、政令で定める要件を備えるようにしたことあります。
 第三に、自動車運送事業者に対しては輸送安全規則を、自動車運送事業用の自動車の運転従事員に対しては運行安全規則をそれぞれ整備するため根拠規定を設け、命令によって必要な規律を行うこととしたことあります。
 第四に、特定自動車運送事業の免許基準に事業の適確遂行能力を加えたことあります。
 第五に、自動車運送事業の定義から「有償で」という字句を削りまして、他人の需要に応じて旅客または貨物を運送する事業を営んでいる者は、その対価を運賃料金の形で收受しているといふことを問わず、自動車運送事業として

道路運送法の規制対象としたことあります。
 本法案は三月七日日本委員会に付託され、同八日政府より提案理由の説明を聴取し、二十七日質疑を終了、討論を省略し採決の結果、本法案は全会一致をもって原案の通り可決すべきものと決しました。
 右、御報告申し上げます。(拍手)
 ○議長(金谷秀次君) 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。
 「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(金谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告の通り可決いたしました。
 飼料需給安定法の一部を改正する法律案(内閣提出)
 飼料の品質改善に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
 農業協同組合整備特別措置法案(内閣提出)
 ○長谷川四郎君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、この際、内閣提出、飼料需給安定法の一部を改正する法律案、飼料の品質改善に関する法律の一部を改正する法律案、農業協同組合整備特別措置法案、右三案を一括議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(金谷秀次君) 長谷川君の動議に御異議ありませんか。
 「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(金谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。
 飼料需給安定法の一部を改正する法律案、飼料の品質改善に関する法律の一部を改正する法律案、農業協同組合整備特別措置法案、右三案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。農林水産委員会理事吉川久衛君。

飼料需給安定法の一部を改正する法律案
 飼料需給安定法の一部を改正する法律

飼料需給安定法(昭和二十七年法律第三百五十六号)の一部を次のように改正する。
 第四条第一項中「本条」を「この条及び第八条の二第一項」に改める。
 第五条第一項中「買入れた輸入飼料」を「保管する輸入飼料」に改める。

第八条の次に次の一条を加える。
 (保管飼料の買換及び交換)
 第八条の二 政府は、その保管する輸入飼料の品質の低下により著しい損失を生ずるおそれがある場合において、必要があるときは、第五条第一項の規定にかかわらず、

当該輸入飼料を、その飼料と同一の品目で同一の数量の飼料に買い換え、又はこれと交換することができる。

2 前項の規定による買換のための売渡及び買入は、同時期に行わなければならない。

3 政府は、第一項の規定による交換をする場合において、その価額が等しくないとときは、その差額を金銭で補足し、又は補足させなければならない。

4 第一項の規定による買換又は交換によつて政府が取得した飼料は、この法律の適用については、輸入飼料とみなす。

附 則
 1 この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。
 2 食糧管理特別会計法(大正十年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

附則第六項中「検査」の下に「並飼料需給安定法ノ規定ニ依ル飼料ノ交換」を加え、同項後段を次のように改める。
 コノ場合ニ於テ第二條、第三條及第四條ノ三中「食糧及農産物等ノ買入代金」トアルハ「食糧、農産物等、飼料及甜菜糖ノ買入代金並飼料ノ交換ニ伴フ支出」ト、第六條第一項中「食糧及農産物等ノ売渡代金」トアルハ「食糧、農産物

等、飼料及甜菜糖ノ売渡代金、飼料ノ交換ニ伴フ収入」ト、「食糧及農産物等ノ買入代金」トアルハ「食糧、農産物等、飼料及甜菜糖ノ買入代金、飼料ノ交換ニ伴フ支出」ト、「食糧及農産物等ノ買入売渡」トアルハ「食糧、農産物等、飼料及甜菜糖ノ買入売渡」ト、第六條ノ五中「食糧及農産物等」トアルハ「食糧、農産物等、飼料及甜菜糖」ト読替フルモノトス

「報告書は会議録追録に掲載」
 飼料の品質改善に関する法律の一部を改正する法律案
 飼料の品質改善に関する法律の一部を改正する法律

飼料の品質改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。
 第三条第二項中「前項に掲げる者は、同項の届出事項」を「前二項の規定による届出をした者は、その届出事項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 新たに第二条第一項の農林大臣の指定があつたため製造業者又は輸入業者となつた者は、その指定があつた日から一箇月以内に、前項各号に掲げる事項を農林大臣に届け出なければならない。

昭和三十二年三月二十七日 衆議院會議第二十七号 飼料需給安定法の一部を改正する法律案外二案

昭和三十一年三月二十七日 衆議院會議錄第二十七号 飼料需給安定法の一部を改正する法律案外二案

第三條の次に次の三條を加える。
(公定規格の設定)

第三條の二 農林大臣は、第一條に規定する目的を達成するため必要があると思へるときは、飼料の種類を指定して、その種類ごとに成分量の最小量又は最大量その他必要な事項についての規格(以下「公定規格」といふ。)を定める。

製造業者、輸入業者、販売業者又は飼料の消費者以下「利害関係人」という。）は、省令で定める手続により、飼料の種類を定め、その種類につき、公定規格案を具して公定規格を定めるべきことを農林大臣に申し出ることができる。

農林大臣は、前項の規定による申出を受けた場合において、その申出に係る種類の飼料について公定規格を定める必要がないと認めるときは、その理由を記載した書面をもつて、その旨を当該申出人に通知しなければならない。

農林大臣は、必要があると認めるときは、公定規格を定めるべきかどうか又は定めるべき公定規格の案について、公聴会を開いて利害関係人及び学識経験のある者の意見を聞くことができる。

5 前項の公聴会について必要な事項は、省令で定める。

(公定規格の改正及び廃止)

第三条の三 前条の規定は、公定規格の改正又は廃止について準用する。

(公示)

第三條の四 公定規格の設定、改正又は廃止は、その施行期日を定め、その期日の三十日前までに告示してしなければならない。

第四條第一項中「前條第一項の規定により届出をした者」を「公定規格が定められている種類の飼料の製造業者又は輸入業者であつて第三條第一項又は第二項の規定による届出をしたもの」に、「輸入に係る飼料」を「輸入に係る飼料で公定規格が定められている種類のもの」に改め、同条第二項中「成分量」を「保証成分量」に改める。

第五條第一項中第一号を削り、第二号を第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一 申請に係る飼料が公定規格に適合しないとき。

二 申請に係る飼料の名称が第十六条第二項の規定に違反するとき。

第四項とし、第二項を第三項とし、

第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の登録の有効期間は、申請により更新することができる。但し、公定規格の改正により公定規格に適合しなくなった飼料及び公定規格の廃止により当該種類につき公定規格の定がなくなった飼料については、この限りでない。

〔成分等の表示義務〕

第十五条の二 製造業者又は輸入業者は、その製造又は輸入に係る飼料で左の表の上欄に掲げるものについては、その容器又は包装の外部に、省令で定めるところにより、それぞれ同表の下欄に掲げる

- 一 石灰石粉末、貝がら粉末、骨ルシウム又は磷酸の含有量が多
榮養上これらの物質の補給の田
物で省令で定めるものを混入し
- 二 わら粉末、乾草粉末その他粗
量が多く、家畜の榮養にも供さ
令で定めるものを混入した飼料
- 三 尿素ウレヰアを混入した飼料

事項並びに当該製造業者又は輸入業者の氏名及び住所を表示したものでなければ、これを譲り渡してはならない。但し、登録飼料の製造業者又は輸入業者が当該登録に係る名称を用いて飼料を譲り渡す場合は、この限りでない。

第十八条中「登録飼料」の下に「又は第十五条の二の規定による表示の附された飼料」を加え、「保証票」を「登録飼料保証票又は第十五条の二の規定による表示」に改める。

第二十二條を次のように改める。
(違反の場合の行政処分)
第二十二條 農林大臣は、製造業者、輸入業者又は販売業者がこの法律又はこの法律に基く命令の規定に違反したときは、これらの者に対し、飼料の譲渡又は引渡を制限し、又は禁止することができる。

2 農林大臣は、登録飼料の製造業者又は輸入業者がこの法律又はこの法律に基く命令の規定に違反し

たときは、その登録を取り消すことができる。

第二十三条中「前条」を「前条第二項」に改める。

第二十七條第二号中「保証票」を「登録飼料保証票」に改め、第二十九條中「第二十二條の規定による飼料の譲渡若しくは」を「第二十二條第一項の規定による飼料の譲渡又は」に改め、第三十二條中「第十一條」の下に「又は第十五條の二」を加える。

附 則

- 1 この法律は、昭和三十一年十月一日から施行する。
- 2 この法律の施行前に改正前の飼料の品質改善に関する法律の規定によつてした登録は、当該登録の有効期間中は、改正後の同法の相当規定に基いてしたものとする。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

農業協同組合整備特別措置法案

農業協同組合整備特別措置法

(目的)

第一条 この法律は、整備計画をたて、これに基いて自主的に整備を行つ農業協同組合に対し、国及び都道府県が助成を行つ等の措置によつて、農業協同組合の整備の促進を図り、もつてその健全な発展に資することを目的とする。

(整備計画の樹立)

第二条 事業の継続に著しい支障をきたすことなしにはその債務を弁済することができない農業協同組合であつて、この法律によつて整備

備を行おうとするものは、昭和三十三年三月三十一日までに、都道府県知事の指定する日(以下「指定日」という)現在により貸借対照表を作成し、これに基いて整備計画をたてなければならぬ。

2 農業協同組合は、前項の規定により貸借対照表を作成するに当つては、農林省令で定めるところにより、資産の適正な評価を行い、その評価によつて損失を生ずる場合には、その損失金額を欠損金に算入しなければならない。

3 農業協同組合は、第一項の規定により整備計画をたてるに当つては、農林省令で定めるところにより、信用農業協同組合連合会(農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)第十条第一項第一号及び第二号の事業をあわせ行つ農業協同組合連合会をいう。以下同じ)と協議しなければならない。

4 農業協同組合が第一項の規定により整備計画をたてるには、その組合員(准組合員を除く)の半数以上が出席する総会において、その議決権の三分の二以上の多数による議決を経なければならない。

(整備の目標)

第三条 前条第一項の農業協同組合は、指定日から起算して五年を経過した日の属する事業年度の終了

の日までに次に掲げる条件をみたすように整備を行わなければならない。

- 一 固定した債務の全部の整理
- 二 欠損金の全部の補てん(その事業分量その他の経営条件からみて欠損金が過大であるため当該期限までに欠損金の全部の補てんができないと認められる農業協同組合にあつては、その出資金の二分の一をこえない範囲内において都道府県知事がその経営に支障がないと認めて承認した額を欠損金の額から控除した残額の全部の補てん)

(整備計画の内容)

第四条 整備計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 組合員又は当該農業協同組合が会員となつてゐる農業協同組合連合会との間における利用及び協力を強化するための方策
- 二 事業執行の体制を改善するための措置
- 三 固定した債権及び在庫品の資金化並びに不要固定資産の処分
- 四 固定した債務の条件の緩和その他の信用農業協同組合連合会から受ける援助の内容

- 五 固定した債務の整理
- 六 欠損金の補てん
- 七 出資金の増加

(整備計画の適否の認定)

第五条 第二條第一項の規定により整備計画をたてた農業協同組合は、農林省令で定めるところにより、これを都道府県知事に提出しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による整備計画の提出があつたときは、政令で定めるところにより、農業協同組合の整備に關し学識経験を有する者の意見を聞いて、その整備計画が適當であるかどうかを認定しなければならない。

3 前項の規定による認定は、農林省令で定める基準に従つて行わなければならない。

(合併の場合の特例)

第六条 前条第二項(第三項及び次条において準用する場合を含む)の規定によりその整備計画が適當である旨の認定を受けてゐる農業協同組合(以下「整備組合」という)が合併によつて解散した場合において、合併によつて成立した農業協同組合又は合併後存続する農業協同組合が整備を行おうとするときは、当該合併についての登記の日現在により貸借対照表を作成し、これに基いて整備計画をたてなければならない。

2 前項の規定による整備は、当該合併によつて解散した整備組合についての指定日(当該合併によつ

て二以上の整備組合が解散した場合において、その指定日が異なるときは、当該合併についての登記の日)に最も近い指定日とする)から起算して五年を経過した日の属する事業年度の終了の日までに第三條に規定する条件をみたすように整備を行わなければならない。

(整備計画の変更)

3 第一項の場合には、第二條第三項及び第四項、第四條並びに前條の規定を準用する。

第七条 整備組合が第五條第二項(前條第三項及びこの条において準用する場合を含む)の規定により適當である旨の認定を受けた整備計画を変更する場合には、第二條第三項及び第四項並びに第五條の規定を準用する。

(都道府県知事の援助)

第八条 農業協同組合は、都道府県知事に対し、整備計画の樹立及び実施に關する助言を求めることができる。

第九条 都道府県知事は、農業協同組合が整備計画をたて、又はこれを実施するため債権者その他の債務の条件の緩和その他の援助を受ける契約をする必要がある場合には、当該農業協同組合の申出により、そのあつせんをすることができ

(助成措置)

第十条 政府は、毎年度、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、都道府県に対し、次に掲げる経費につき補助金を交付することができる。

一 第五条第二項(第六条第三項及び第七条において準用する場合を含む。)の規定により適当である旨の認定を受けた整備計画に従い、誠実に整備を行つてゐると認められる整備組合がその整備を行つに際して当該整備組合に対する債権の利息を減免した信用農業協同組合連合会に対し、その減免した利息の額の全部又は一部に相当する金額を都道府県が補助する場合における当該補助に要する経費

二 前号に規定する整備組合に駐在指導員を派遣してその整備につき指導を行う都道府県農業協同組合中央会に対し、その指導に要する経費を都道府県が補助する場合における当該補助に要する経費

(法人税法の特例)

第十一条 整備組合の昭和二十五年一月一日以後に開始する最初の事業年度の開始の日から指定日の属する事業年度の終了の日までの各事業年度において生じた欠損金(合併によつて成立した農業協同組合又は合併後存続する農業協同組合にあつては、当該合併によつ

て解散した農業協同組合から引き継いだ当該欠損金を含む。)は、当該整備組合の整備計画において第三条第二号に掲げる条件が達成されることとなつてゐる事業年度までの各事業年度において、法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)第九条第一項の所得の計算上、これを損金に算入する。ただし、指定日の属する事業年度(以下「基準事業年度」という。)において青色申告書(法人税法第二十五条第一項の申告書をいう。以下同じ。)を提出し、かつ、その後においても連続して青色申告書を提出している場合に限る。

2 前項の規定により各事業年度において法人税法第九条第一項の所得の計算上損金に算入すべき欠損金の金額は、当該欠損金の生じた事業年度以後の事業年度において同項の所得の計算上同項の繰越金から控除されなかつたものに限り、

3 前二項の規定により法人税法第九条第一項の所得の計算上損金に算入すべき欠損金が同条第五項の規定により損金に算入すべきものである場合には、当該欠損金については、同項の規定は、適用しない。

第十二条 整備組合の最初に青色申告書を提出しようとする事業年度が基準事業年度である場合には、

当該整備組合が法人税法第二十五条第三項の規定により提出する申請書は、同項の期限後においても、指定日から起算して三月を経過した日の前日と基準事業年度の終了日の前日とのどちらか早い日(指定日が基準事業年度の終了の日である場合には、その日)までは、提出することができる。

第十三条 整備組合が基準事業年度に就く事業年度の開始の日以後合併によつて解散した場合において、合併によつて成立した農業協同組合又は合併後存続する農業協同組合が第六条第三項又は第七条において準用する第五条第二項の規定によりその整備計画が適当である旨の認定を受けているときは、合併によつて解散した整備組合で基準事業年度から解散の日を含む事業年度の直前の事業年度までの各事業年度(当該合併によつて解散した整備組合が解散の日を含む事業年度の直前の事業年度に係る青色申告書を提出しないで解散した場合)は、当該解散の日を含む事業年度及びその直前の事業年度(に)に係る青色申告書を提出した場合に限り適用する。

の日の属する事業年度及びその事業年度終了の日後に開始し、当該農業協同組合の整備計画において第三条第二号に掲げる条件が達成されることとなつてゐる事業年度の終了の日までに終了する各事業年度においては、法人税法第九条第一項の所得の計算上、これを損金に算入する。

2 前項の規定は、合併によつて成立した農業協同組合又は合併後存続する農業協同組合が当該合併によつて解散した整備組合の解散の日を含む事業年度(当該合併によつて解散した整備組合が解散の日を含む事業年度の直前の事業年度に係る青色申告書を提出しないで解散した場合)は、当該解散の日を含む事業年度及びその直前の事業年度(に)に係る青色申告書を提出した場合に限り適用する。

3 第一項の場合には、第十一条第一項ただし書及び同条第二項の規定を準用する。この場合において、同条第一項ただし書中「指定日の属する事業年度(以下「基準事業年度」という。）」とあるのは、「合併後に開始する最初の事業年度又は合併の日を含む事業年度」と読み替へるものとする。

第十四条 都道府県知事は、組合員の数の過少その他特別の理由によ

りその事業を継続することが著しく困難であると認められる農業協同組合がある場合において、その整備を図る必要があるときは、当該農業協同組合及びこれと合併することを相当と認める農業協同組合に対し、合併についての協議をすべき旨の勧告をすることができる。

2 前項の規定による勧告は、昭和三十三年三月三十一日までにするものとする。

第十五条 政府は、前条の規定による勧告に係る農業協同組合が合併した場合において、都道府県が当該合併によつて成立した農業協同組合又は合併後存続する農業協同組合に対し合併奨励金を交付したときは、毎年度、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、当該都道府県に対し、その交付に要する経費につき補助金を交付することができる。

附則

この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔吉川久衛君登壇〕

○吉川久衛君 ただいま議題と相なりました飼料需給安定法の一部を改正する法律案外二案について、農林水産委員

会における審議の経過及び結果について御報告申し上げます。

まず、内閣提出、飼料需給安定法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案の要旨は、保管中の輸入飼料、特にフスマ等について、梅雨等の気象上の影響により品質が低下し、国庫に著しい損失を生ずるおそれがある場合には、現在買い入れ、保管及び売り渡しの対象外になっている国内産飼料をも含めて、これらを同一品目、同一数量の飼料と同時に買い入れまたは交換ができるよう、あらかじめ損失を未然に防止せんとすることにあります。なお、本改正に伴いまして、食糧管理特別会計法の一部を改正いたしております。

本案は、二月十三日政府から提出され、二月十四日提案理由の説明を聴取いたし、去る三月十四日以来数回にわたって委員会を開き、熱心なる審査を行なったのであります。その質疑は、主として、輸入飼料、特にフスマの買入れ、保管及び売り渡しの際の操作が飼料価格に及ぼす影響に関するものであります。昭和三十年度よりの持ち越し約九万トンのうち三万トン程度を梅雨期までに買い入れまたは交換を行い、また、政府は常時三万トン程度の手持ちを有することにより、飼料需給の安定をはかりとする措置は時宜に

適したものであるというのが圧倒的な意見でありました。

三月二十三日質疑を終了し、本日の委員会において本案及び飼料の品質改善に関する法律の一部を改正する法律案を一括議題として討論に付しましたところ、本案に對しましては社会党より強い希望意見を付して賛成の討論が行われ、小会派クラブからは反対の討論が行われたのであります。

次いで採決いたしましたところ、多数をもって可決すべきものと決した次第であります。

次に、内閣提出、飼料の品質改善に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

飼料問題につきましては、ただいま述べました飼料需給安定法の運用により、物理的に需給及び価格の安定対策が講ぜられておりますが、品質の改善向上をはかるためには、本法により、昭和二十八年以来飼料の登録、検査等を実施いたして参ったことは、御承知の通りであります。しかしながら、従来の登録は製造業者等の申請に基いて行われ、著しくその品質が多量に劣ることを認められる場合は、すべて登録を行ふ建前であった関係から、登録飼料といえども必ずしも品質優良のものばかりとは申しがたい事情であります。そこで、政府は、この実情に對処し、登録の基準となるべき公定規格を設定し、これに適合する飼料に限り登

録を行うこととし、良質飼料推奨制度としての性格を明確にし、また、品質の取締りについても、炭カル、貝殻粉末等、異物とは言い切れない材料で、これを多量に混入する場合には、かえって家畜に有害となる飼料については、その混入物の名称及び割合の表示を義務づけることとし、消費者の保護をはかり、あわせて取引の公正を期そうとして、本改正案を提出して参ったのであります。

本案は、三月十四日政府から提案理由を聴取し、以来、飼料需給安定法一部改正案と併行して質疑が行われたのであります。これが詳細については会議録により御承知願います。

三月二十三日質疑を終了し、本日の委員会において飼料需給安定法の一部を改正する法律案を一括議題として討論に付しましたところ、本案に對しては別段討論もなく、採決の結果、全会一致をもって原案の通り可決すべきものと決した次第であります。

次に、内閣提出、農業協同組合整備特別措置法案について申し上げます。

わが国の農業を振興するためには、農業協同組合の整備強化をはかる必要があることは申すまでもないところであります。そこで、昭和二十六年には農林漁業組合再建整備法を、また、昭和二十八年には農林漁業組合連合会整備促進法をそれぞれ制定し、これが整備強化に努めて参ったのであります。が、今なお、経営不振のため、農協本

来の目的を十分果し得ない組合が相当数ある実情でありますので、これらの不振組合で自主的整備意欲の強いものについては、おおむね五カ年の間に整備をはかるべく、諸般の措置を講じようとして本案の提出を見たのであります。すなわち、業務態勢の刷新強化を必要とする単協に對しては、農協中央会が駐在指導員を派遣して指導を行い、これに對し助成する方途を講じ、また、多額の欠損金を有する単協に對しては、信用農協連が繰り越し欠損金に見合う債権の利息を減免する等、積極的な援助を行うときは、その迅速に對し、元本の五分以内を補給し、また、経営規模の過小なものに對しては、これが合併促進のため、奨励金を交付する措置を講ずることとしたしておるのであります。

本案は、去る二月十六日政府から提出され、三月二十二日以来連日審査をいたし、その間、参考人として農林中央金庫及び全国農協中央会から意見を聴取する等、慎重なる審議が行われたのであります。

次いで、質疑を終局し、本日の委員会において、討論を省略、採決いたしましたところ、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に對しては、次の通りの附帯決議を付することに決定いたしました次第であります。

農業協同組合整備特別措置法案に對する附帯決議

政府は、従来、農林漁業組合又は同連合会の再建整備又は整備促進のための法的措置を講ずるに當つては、森林組合および漁業協同組合と全く同列に取扱つてきたのである。

しかるに、本法案においては単に不振農協の整備にとどめ、これとおおむね同一の事情にある森林組合および漁業協同組合を特別措置の対象外としているが、政府は、今回の措置に洩れたこれらの組合に對しても、経営の刷新を促進し、もつて、林業者および漁業者の地位の安定向上と国民経済の発展に寄与せしめるため、今後速かなる機会において、諸般の特別整備措置を講ずべきである。

右決議する。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(益谷秀次君) 三案を一括して採決いたします。三案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて、三案は委員長報告の通り可決いたしました。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

昭和三十一年三月二十七日 衆議院會議録第二十七号 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案外一案

三十一

○長谷川四郎君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、議

院運営委員長提出、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案及び国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支那図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案は、委員会の審査を省略してこの際これを上程し、その審議を進められんことを望みます。

○議長(益谷秀次君) 長谷川君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（益谷秀次君） 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に
関する法律の一部を改正する法律案、
国立国会図書館法の規定により行政各
部門に置かれる支部図書館及びその職
員に関する法律の一部を改正する法律
案、右両案を一括して議題といたします。
提出者の趣旨弁明を許します。議
院運営委員会理事、長谷川四郎君。

国会議員の歳費、旅費及び手当等
に関する法律の一部を改正する法
律案

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律(昭和二十二年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第十条の次に次の一条を加える。

第十條の二 各議院の議長、副議長及び議員の秘書は、国会開会中に限り、日額二百円の定額によつて滞在手当を受ける。

第十一條中「前二條」を「第九條及び第十條」に改める。

この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

――

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、二千五百一十萬円であつて昭和三十一年度予算に計上すみである。

附
則

日から施行する。

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案

の職員に関する法律の一部を改正する法律

第一条の表中

[illegible]

附則

1 この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

2 国立国会図書館支部防衛庁図書館の長その他の職員の内任について、国立国会図書館法（昭和二十三年法律第五号）第十七条第一号ただし書及び第十九条中「国家公務員法」とあるのは、「自衛隊法」と読み替へるものとする。

〔長谷川四郎君登壇〕

○長谷川四郎君　ただいま議題となり
ました両案について、その提案の理由
を説明いたします。

まず、国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

○議長（益谷秀次君） 両案を一括して採決いたします。両案を可決するに御異議ありませんか。

次に、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案について御説明いたします。

本案も議院運営委員会において立案したものでありまして、両議院の議長、副議長及び議員の秘書に對し会期中滞在手当を支給する必要があると認

○議長（益谷秀次君） 両案を一括して採決いたします。両案を可決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（益谷秀次君） 御異議なしと認めます。よって、両案は可決いたしました。

○議長（益谷秀次君）この際暫時休憩
いたします。

午後五時四十九分休憩

〔休憩後は会議を開くに至らなかった〕

出席國務大臣

運輸大臣 吉野 信次君
建設大臣 馬場 元治君

出席政府委員

内閣官房長官 根本龍太郎君
經濟企画政務次官 齊藤 憲三君
大藏政務次官 山手 満男君
農林政務次官 大石 武一君
運輸省自動車局長 山内 公猷君

朗読を省略した報告

一、去る二十三日參議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

電話設備費負担臨時措置法の一部を改正する法律
空港整備法
臨時船舶建造調整法の一部を改正する法律

一、去る二十三日内閣から、地方財政法第三十条の二の規定による地方財政の状況報告書を受領した。

一、昨二十六日參議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

急傾斜地帯農業振興臨時措置法の一部を改正する法律
租税特別措置法の一部を改正する法律
日本輸出入銀行法の一部を改正する法律

法律

賠償等特殊債務処理特別会計法
科学技術庁設置法

一、昨二十六日益谷議長は鳩山内閣總理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。

中央氣象台長 和達 清夫

一、鳩山内閣總理大臣から益谷議長宛、昨二十六日議長において承認した和達清夫を同日政府委員に任命した旨の通知を受領した。

一、去る二十三日常任委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

法務委員会
理事 池田 清志君 (理事池田清志君去る二十二日委員辞任につきその補欠)

外務委員会
理事 高岡 大輔君 (理事福永一臣君去る二十三日理事辞任につきその補欠)

建設委員会
理事 大島 秀一君 (理事大島秀一君去る十六日委員辞任につきその補欠)

理事 三鍋 義三君 (理事三鍋義三君去る二十二日委員辞任につきその補欠)

決算委員会
理事 山本 猛夫君 (理事山本猛夫君去る二十三日理事辞任につきその補欠)

一、去る二十三日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員
池田 清志君 江崎 真澄君

北 吟吉君 久野 忠治君

栗山 博君 西村 力弥君

三鍋 義三君 林 唯義君

大森 玉木君 草野 一郎平君

田中 正巳君 高岡 大輔君

浅沼稻次郎君 浅沼稻次郎君

法務委員
薄田 美朝君 松永 東君

浅沼稻次郎君 西村 力弥君

外務委員
江崎 真澄君 國田 直君

島村 一郎君 長井 源君

大藏委員
古川 丈吉君 山本 勝市君

横路 節雄君 星島 二郎君

文教委員
林 唯義君

社会労働委員
荻野 豊平君 久野 忠治君

草野 一郎平君 田中 正巳君

仲川房次郎君 井堀 繁雄君

今井 耕君 林 唯義君

眞崎 勝次君 栗山 博君

一、去る二十三日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員
薄田 美朝君 大森 玉木君

高岡 大輔君 林 唯義君

草野 一郎平君 浅沼稻次郎君

片山 哲君 田中 正巳君

江崎 真澄君 栗山 博君

林 唯義君 北 吟吉君

西村 力弥君

法務委員
池田 清志君 南條 徳男君

西村 力弥君 浅沼稻次郎君

外務委員
長井 源君 島村 一郎君

國田 直君 江崎 真澄君

大藏委員
星島 二郎君 横川 重次君

井堀 繁雄君 古川 丈吉君

文教委員
久野 忠治君

社会労働委員
山崎 巖君 眞崎 勝次君

栗山 博君 林 唯義君

今井 耕君 横路 節雄君

予算委員

松浦 東介君 川俣 清吉君

中村 高一君 渡邊 惣藏君

一、去る二十四日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

地方行政委員
原 彪君

運輸委員
川島 金次君

建設委員
田中 彰治君

決算委員
坂本 泰良君

懲罰委員
細田 綱吉君

一、去る二十四日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

地方行政委員
坂本 泰良君

運輸委員
細田 綱吉君

建設委員
大崎 茂男君

決算委員
原 彪君

懲罰委員
川島 金次君

一、昨二十六日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員
片島 港君

通信委員
井手 以誠君

内閣委員

一、昨二十六日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員
井手 以誠君

通信委員
片島 港君

一、昨二十六日懲罰委員川島金次君は死去された。

一、公職選挙法改正に関する調査特別委員の員数増加につき、去る二十三日議長において、次の通り追加指名した。

三三三

公職選挙法改正に関する調査特別委員

権名 隆君 田中 龍夫君

田村 元君 二階堂 進君

福井 順一君 山本 利壽君

久保田鶴松君 長谷川 保君

正木 清君 矢尾喜三郎君

一、去る二十三日議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

国土総合開発特別委員

首藤 新八君

一、去る二十三日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

国土総合開発特別委員

植木庚子郎君

一、去る二十四日特別委員会において、次の委員長の辞任を許可した。

公職選挙法改正に関する調査特別委員

加藤鯨五郎君

一、去る二十四日特別委員会において、次の通り委員長を補欠選任した。

公職選挙法改正に関する調査特別委員

小澤佐重喜君

一、去る二十四日公職選挙法改正に関する調査特別委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

理事 松澤 雄蔵君 (理事小金義照君去る十六日委員辞任につきその補欠)

理事 山村新治郎君 (理事杉浦武雄君去る十六日委員辞任につきその補欠)

一、去る二十四日議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

公職選挙法改正に関する調査特別委員

大坪 保雄君 田村 元君

古川 文吉君 星島 二郎君

加藤鯨五郎君

一、去る二十四日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

公職選挙法改正に関する調査特別委員

内藤 友明君 藤枝 泉介君

杉浦 武雄君 加藤 高藏君

古川 文吉君

一、昨二十六日海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

理事 戸叶 里子君 (理事戸叶里子君去る二月二十四日委員辞任につきその補欠)

一、昨二十六日議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員

大橋 忠一君 田中 龍夫君

田村 元君 辻 政信君

眞鍋 儀十君

公職選挙法改正に関する調査特別委員

田中 龍夫君 久保田鶴松君

長谷川 保君 正木 清君

矢尾喜三郎君

一、昨二十六日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員

加藤 精三君 三田村武夫君

薄田 美朝君 松岡 松平君

北澤 直吉君

一、去る二十三日議長から提出した議案は次の通りである。

国民健康保険法の一部を改正する法律案 岡良一君外二十五名提出

官庁官制法の一部を改正する法律案 (田中角榮君外九名提出)

一、去る二十三日内閣から提出した議案は次の通りである。

市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案

国家公務員共済組合法の一部を改正する法律案

一、去る二十三日参議院から受領した内閣提出案は次の通りである。

万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律案

一、去る二十三日委員会に付託された議案は次の通りである。

市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案 (内閣提出第一四六号)

国家公務員共済組合法の一部を改正する法律案 (内閣提出第一四七号)

万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律案 (内閣提出第七七号) (参議院送付)

文教委員会 付託

森林開発公団法案 (内閣提出第一四五号)

農林水産委員会 付託

公職選挙法の一部を改正する法律案 (中村高一君外四名提出、衆法第二二二号)

公職選挙法の一部を改正する法律案 (内閣提出第一三九号)

以上三件 公職選挙法改正に関する調査特別委員会 付託

一、去る二十三日予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

有益島嶼の保護増殖及び狩猟の適正化等に関する特別措置法案 (足立憲郎君外三名提出)

公職選挙法の一部を改正する法律案 (中村高一君外四名提出)

一、去る二十三日参議院において、次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

電話設備費負担臨時措置法の一部を改正する法律案

空港整備法案

市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案 (内閣提出第一四六号)

国家公務員共済組合法の一部を改正する法律案 (内閣提出第一四七号)

万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律案 (内閣提出第七七号) (参議院送付)

文教委員会 付託

森林開発公団法案 (内閣提出第一四五号)

農林水産委員会 付託

公職選挙法の一部を改正する法律案 (中村高一君外四名提出、衆法第二二二号)

公職選挙法の一部を改正する法律案 (内閣提出第一三九号)

以上三件 公職選挙法改正に関する調査特別委員会 付託

一、去る二十三日予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

有益島嶼の保護増殖及び狩猟の適正化等に関する特別措置法案 (足立憲郎君外三名提出)

公職選挙法の一部を改正する法律案 (中村高一君外四名提出)

一、去る二十三日参議院において、次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

電話設備費負担臨時措置法の一部を改正する法律案

空港整備法案

臨時船舶建造調整法の一部を改正する法律案

一、去る二十四日議員から提出した議案は次の通りである。

売春に係る処罰、保安処分及び更生保護に関する法律案 (片山哲君外四名提出)

北洋漁業確保に関する決議案 (岸信介君外六名提出)

在ソ未帰還同胞の引揚促進に関する決議案 (岸信介君外七名提出)

一、去る二十四日内閣から提出した議案は次の通りである。

接収貴金属等の処理に関する法律案

一、去る二十四日予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

国の債権の管理等に関する法律案

一、去る二十四日委員会に付託された議案は次の通りである。

接収貴金属等の処理に関する法律案 (内閣提出第一四八号)

大蔵委員会 付託

一、去る二十四日予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。

国の債権の管理等に関する法律案 (内閣提出第一四九号) (予)

大蔵委員会 付託

一、去る二十四日内閣から公職選挙法の一部を改正する法律案中修正申入書を受領した。

一、昨二十六日内閣から提出した条約は次の通りである。

日本国における英連邦戦死者墓地に關する協定の締結について承認を求めるの件

一、昨二十六日内閣から提出した議案は次の通りである。

土地取用法の一部を改正する法律案

倉庫業法案

一、昨二十六日参議院から受領した内閣提出案は次の通りである。

肥料取締法の一部を改正する法律案

一、昨二十六日委員会に付託された条約は次の通りである。

日本国における英連邦戦死者墓地に關する協定の締結について承認を求めるの件(条約第一三三号)

外務委員会 付託

一、昨二十六日委員会に付託された議案は次の通りである。

国民健康保険法の一部を改正する法律案(岡良一君外二十五名提出、衆法第二六号)

社会労働委員会 付託

肥料取締法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二四号)(参議院送付)

農林水産委員会 付託

倉庫業法案(内閣提出第一五一号)

運輸委員会 付託

官庁営繕法の一部を改正する法律案

(田中角榮君外九名提出、衆法第二七号)

土地取用法の一部を改正する法律案(内閣提出第一五〇号)

以上二件 建設委員会 付託

一、昨二十六日予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

国民健康保険法の一部を改正する法律案(岡良一君外二十五名提出)

官庁営繕法の一部を改正する法律案(田中角榮君外九名提出)

一、昨二十六日参議院において、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

急傾斜地帯農業振興臨時措置法の一部を改正する法律案

一、昨二十六日参議院において、次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

租税特別措置法の一部を改正する法律案

日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案

賠償等特殊債務処理特別会計法案

科学技術庁設置法案

一、今二十七日委員長から提出した議案は次の通りである。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に關する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支那図書館及びそ

の職員に關する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

一、去る二十四日議員から提出した質問主意書は次の通りである。

名古屋港の附加率運賃に關する質問主意書(横山利秋君提出)

昭和三十一年三月二十七日 衆議院會議録第二十七号

三七六

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定価一部
十五円
(配達料共)
発行所
東京都新宿区市谷本村町一五
大蔵省印刷局
電話九段(四三)一五五(官報課)